

志摩市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、有料又は物品若しくは役務の提供を受けることにより、新たな市の財源を確保し、市民サービスの向上及び活力ある地域社会の実現を図るため、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第2条 広告掲載を行う広告媒体は、次のとおりとする。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市の広報印刷物
 - イ 市のホームページ
 - ウ その他広告媒体として活用できる資産で市長が定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の対象範囲)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれかに該当しないものとする。

- (1) 市の公平性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (5) 個人、団体等の意見広告又は名刺広告に類するもの
- (6) 社会問題その他について、主義又は主張にあたるもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、市長が別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び掲載位置等は、当該広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告の募集方法等)

第5条 広告の募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて市長が別に定める。

(広告主の責務)

第6条 広告決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、法令を遵守し、法令に反する行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

2 広告主は、広告掲載する広告に関する財産権の権利処理を完了しなければならない。

3 広告主は、広告仕様が第三者の権利を侵害するものであってはならない。

4 広告主は、広告掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。

5 広告主は、決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告の取りやめ)

第7条 広告主は、自己の都合により決定を受けた広告掲載を取りやめることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取りやめるときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

(広告仕様の変更)

第8条 市長は、広告掲載した広告仕様がこの要綱の規定又は別に定める規定の指示若しくは条件に違反していると判断したときは、広告主に対して広告仕様の変更を求めることができる。また、広告主はこれに従わなければならない。

(広告掲載に係る契約の解除等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る契約を解除し、又は許可を取り消すことができるものとする。また、解除・取消しに伴い生じる経費は、広告主が負担する。

(1) 広告主がこの要綱又は第4条の規定により広告媒体ごとに定める規定に違反したとき。

(2) 広告主が前条の規定による広告仕様の変更に従わないとき。

(3) その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載料の不還付)

第 10 条 既に納入した広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(広告審査委員会)

第 11 条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、志摩市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員長は総務部長を、副委員長は総務部市長公室長を、委員は各部及び教育委員会の調整監をもって充てる。

3 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 12 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、広告内容等広告の掲出に関して疑義が生じた場合において委員長が必要と認めたときに招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 13 条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 10 月 2 日から施行する。